

日本スポーツ少年団「第9次育成5か年計画」策定解説書

昭和37年（1962年）6月23日に日本体育協会創立50周年記念事業の一環として創設されたスポーツ少年団は、平成24年度（2012年度）に50周年を迎えます。

「スポーツによる青少年の健全育成」を目指して、全国の指導者、育成母集団、そして多くの関係者に支えられ、地域社会でのスポーツ少年団活動はその役割を着実に果たし、大きな成果を挙げることにより、現在日本最大の青少年スポーツ団体へ成長しました。

しかしながら、昨今の子どもたちを取り巻く環境や社会情勢の急激な変化、少子高齢化の進行などによって、地域社会でのニーズが多様化したことにより、団員や指導者の登録者数の減少、各種大会・交流事業・研修事業などへの参加者の減少、一部指導者による勝利至上主義偏重の進行、更には、地域社会からの認知度の低迷など、様々な問題も生まれてきています。

そのため、日本スポーツ少年団では、これまでの50年の歴史を礎として、これから新たな50年を歩み始めるスポーツ少年団が、現状の問題克服とこれからの更なる発展のため、平成21年6月に「スポーツ少年団の将来像」を策定しました。この将来像では、これまでの理念としていた「一人でも多くの青少年にスポーツの喜びを提供する」、「スポーツを通じて青少年のこころとからだを育てる」に加え、新たに「スポーツで人々をつなぎ、地域づくりに貢献する」ことを理念とし、今後の進むべき方向性について、その指針となる活動目標を全国に向けて発信したところです。

ここに示す「日本スポーツ少年団第9次育成5か年計画」は、文部科学省が策定したスポーツ立国戦略や平成23年8月に施行されたスポーツ基本法に基づき国が定める諸施策を推進することも含め、「スポーツ少年団の将来像」を関係する全ての人々が共有し、様々な問題解決に向け、それぞれの団活動や地域、そして、立場で取り組むための計画とするとともに、日本スポーツ少年団、都道府県スポーツ少年団ならびに市区町村スポーツ少年団が取り組むべき内容を具体化したものです。特に子どもたちや地域社会のニーズに応える組織の構築のためには、これまで以上に幅広い年代の子どもたちを活動の主体と考え、その活動を支える育成母集団の役割を拡大し、総合型地域スポーツクラブとしての発展も視野に入れた取り組みが必要と考えられます。各施策は、その目的によって、取り組み期間が異なりますが、創設50周年というスポーツ少年団にとって大きな節目の年にあたり、更なる飛躍への第一歩となる計画としています。

地域社会の役割が改めて見直される中で、地域に根差した活動内容の充実と単位スポーツ少年団やスポーツ少年団組織の一層の発展を目指し、日本スポーツ少年団、都道府県スポーツ少年団、そして市区町村スポーツ少年団が一丸となって課題解決に取り組むため、本計画の実現に関係各位のご理解とご協力をお願いいたします。

○施策項目ならびに日本スポーツ少年団と都道府県・市区町村スポーツ少年団の役割

1. 組織の整備強化

(1) 市区町村スポーツ少年団の基盤強化と活動の活性化

スポーツ少年団結成以来、単位スポーツ少年団（以下、単位団）の活動を支える市区町村スポーツ少年団は、人的・財政的なものを含め、行政から様々な支援を受けて活動を行ってきた。

しかし、近年では、市町村合併や自治法改正による部局再編成等の行政改革などに伴い、市区町村スポーツ少年団が行政からの支援を十分に受けられなくなったことで、市区町村組織としての機能や活動を維持することが困難となっているとの指摘がある。

こうした現状が進めば、市区町村スポーツ少年団が活動を支援する単位団にも影響が及ぶことが想定されることから、以下の通り取り組むこととする。

＜日本スポーツ少年団＞

市区町村スポーツ少年団の基盤強化及び活動の活性化に必要な要素に関する調査を実施し、都道府県へ調査結果を公表する。

＜都道府県スポーツ少年団・市区町村スポーツ少年団＞

都道府県・市区町村の方針に基づき、市区町村スポーツ少年団の基盤強化及び活動の活性化に取り組む。

また、日本スポーツ少年団での調査結果を踏まえ、市区町村スポーツ少年団の基盤強化及び活動の活性化の具体策を再検討する。

(2) 関係機関・団体との連携

少子化や教員不足などによる運動部活動の縮小や中高校生の運動実施率の低下が叫ばれている中で、スポーツ少年団の団員拡充や活動の活発化のみならず、ジュニア期のスポーツ環境の充実を目指し、関係機関・団体と連携策を検討する。また、地域でのスポーツ活動を支えるために総合型地域スポーツクラブとの連携が必要である。今後、両者の協力体制を確立するため、両者の連携策について検討する。

① 学校及び行政機関との連携強化

＜日本スポーツ少年団＞

学校部活動では、少子化等により団体競技を中心とした活動が困難となる状況が少なからずある中で、スポーツ立国戦略に基づき、スポーツ少年団が小学生のみならず中高校生を含めた子どもたちのスポーツ活動の機会を提供するべく、学校体育や運動部活動とスポーツ少年団活動との連携体制を検討する。

＜都道府県スポーツ少年団・市区町村スポーツ少年団＞

地域特性を踏まえ、教育委員会や学校と連携し、具体的な振興施策を策定し、実現に向け取り組む。

② 競技団体及び青少年団体との連携強化

＜日本スポーツ少年団＞

子どもたちの指導の充実を目的とした全国競技別交流大会等の参加指導者の資格保有等に関して、競技団体と協議し、連携を強化する。

③総合型地域スポーツクラブとの連携

<日本スポーツ少年団>

現在、平成12年度に文部省が策定した「スポーツ振興基本計画」に基づき、生涯スポーツ社会の実現に向け、総合型地域スポーツクラブの育成が図られている。青少年層を含んだ総合型地域スポーツクラブの育成を促進するためには、スポーツ少年団が中心となり、これまで培ってきた運営等のノウハウや資源の共有を行う等、スポーツ少年団と総合型地域スポーツクラブが連携していくことが求められる。そこでまずは、既に両者が協力し活動できている事例を収集するとともに、スポーツ少年団と総合型地域スポーツクラブの実務者会議において、両者の連携策を検討し、連携に取り組む。

<都道府県・市区町村スポーツ少年団>

地域特性を踏まえ、総合型地域スポーツクラブとの具体的な連携策を検討し、実現に向けて取り組む。

(3)登録システムの改善

スポーツ少年団登録事務は、都道府県下では、紙媒体での登録事務が行われており、データ入力等の作業量に対する改善要望、WEBを利用する形での登録システム（WEB登録制）の導入についての要望が寄せられている。

また、日本体育協会公認スポーツ指導者資格の管理システムと、スポーツ少年団指導者資格の管理システムがそれぞれ独立しており、今後は、指導者情報の効率的な管理の面から、登録システムの一元化を視野に入れた対応が求められる。

こうした現状を踏まえ、日本スポーツ少年団では、以下の通り取り組むこととする。

<日本スポーツ少年団>

登録システムに関するワーキンググループを編成し、都道府県スポーツ少年団・市区町村スポーツ少年団段階での登録業務に係る事務作業量の軽減方策、WEB登録制の実現、日本体育協会公認スポーツ指導者資格の管理システムとの統合に取り組む。

2. 指導者・リーダーの養成および指導体制の拡充

(1)指導者の資格取得促進及び女性指導者の拡充

技術面の充実や安全で効果的な指導のみならず、スポーツ少年団の理念に基づいた活動を、より多くの子どもたちに提供していくため、指導者の資格取得を促進する。

①各单位団複数有資格者の配置

<日本スポーツ少年団>

都道府県スポーツ少年団・市区町村スポーツ少年団での各单位団複数有資格者配置の進捗状況を踏まえ、単位団複数有資格者の配置義務化に取り組む。

<都道府県スポーツ少年団・市区町村スポーツ少年団>

各单位団複数有資格指導者の配置に向けた、推進計画を策定し、実施する。

②全国競技別交流大会等参加指導者の有資格条件化

<日本スポーツ少年団>

全国競技別交流大会等参加指導者の資格保有の義務付けに向けて、当該競技団体と協議し、本計画4年次に実施目標に置いている有資格条件化に取り組む。

③女性指導者の拡充

＜日本スポーツ少年団＞

女性指導者拡充のための具体策を検討する。

＜都道府県スポーツ少年団・市区町村スポーツ少年団＞

女性指導者のスポーツ少年団への参画を促し、指導体制の拡充を図る。

④指導者制度の検討

＜日本スポーツ少年団＞

日本体育協会公認スポーツ指導者制度との関連性を踏まえ、日本スポーツ少年団指導者制度の見直しを検討する。

(2)指導者の研修促進

ここからでも著しい発育期にある子どもたちを指導するスポーツ少年団では、幅広いスポーツの要素をバランスよく取り入れた活動計画に基づき、指導していく必要がある。また、競争性や技術性ばかりに集中し、勝利至上主義に至っている指導者は少なからずいる。こうした課題・問題を踏まえ、また、子どもたちの多様なニーズに対応できるように、スポーツ少年団指導者に対し、定期的な研修の場を提供する。

①研修事業の拡充

＜日本スポーツ少年団＞

指導者の研修について全国的な調査を行い、有資格指導者に対する再研修促進を目的とし、都道府県スポーツ少年団での指導者研修事業の支援・拡充策を検討し、策定する。

＜都道府県スポーツ少年団・市区町村スポーツ少年団＞

指導者研修事業の実施体制を整備し、研修事業の拡充を図る。

②研修内容の検討

＜日本スポーツ少年団＞

研修内容の検討を行い、勝利至上主義偏重からの脱却など課題解決に向けた研修ガイドを策定する。

(3)指導者協議会の充実・強化

指導者協議会は、指導者の資質、指導力の向上ならびに指導活動の促進方策を協議することを目的としている。それらを向上、促進させるために、現場の単位団の指導者と都道府県協議会との連携を強化する方策を検討する。

また、全国指導者協議会の企画・運営の充実を図るための方策を運営委員会が主体となって検討する。

①都道府県指導者協議会の充実

＜都道府県スポーツ少年団・市区町村スポーツ少年団＞

都道府県指導者協議会と現場の単位団の指導者との連携を強化するための課題を検討し改善策をまとめ実施する。

②全国指導者協議会の充実・発展

<日本スポーツ少年団>

全国指導者協議会の企画・運営の充実を図るため、運営委員会で充実方法について協議する。

(4)リーダー資格取得の促進とリーダー活動の充実

スポーツ少年団では、将来の指導者育成のため、団員からリーダー、指導者へと一貫した指導体制を取り入れている。しかしながら近年は、リーダー資格取得者数が減少しているため、リーダー資格取得を促進するための方策を検討する。

また、リーダー資格取得後、スポーツ少年団組織内におけるリーダーとしての活動定着を促進するため、単位スポーツ少年団の指導者をはじめ、スポーツ少年団関係者に対するリーダーおよびリーダー活動を周知する方策を検討する。さらに、リーダーの資質向上のための情報提供方法の検討を進める。

①リーダー資格取得の促進

<日本スポーツ少年団>

将来、指導者として必要な資質や技能を習得するためのシニア・リーダースクールを実施する。

<都道府県スポーツ少年団・市区町村スポーツ少年団>

単位スポーツ少年団において、団員の模範となって活動するジュニア・リーダーを養成するため、ジュニア・リーダースクールを実施する。

また、シニア・リーダー資格取得の促進に向け、シニア・リーダーの役割を周知する。

②リーダー活動の充実

<日本スポーツ少年団>

リーダーが単位団で主体となって活動するための情報提供の方法を検討する。

<都道府県スポーツ少年団・市区町村スポーツ少年団>

単位団および都道府県スポーツ少年団・市区町村スポーツ少年団において、リーダーおよびリーダー活動の認知度を高める具体的な方策について検討する。

(5)育成母集団の活動の充実

育成母集団とは財政面・労力面・精神面から団運営と団活動を支援し、地域と連携しつつ育成母集団自らがスポーツや文化活動等を地域で行う組織である。しかし、平成11年度の育成母集団実態調査によると、育成母集団は保護者会や育成会といった後援的要素が強いという問題点が挙げられた。その後の育成母集団がどのような活動を行っているかを検証するため、改めて育成母集団活動の実態調査を行う。

また、育成母集団への理解を深めるため、本来の活動内容に沿った名称の検討を進める。

<日本スポーツ少年団>

育成母集団活動の実態調査を行い、課題の要因をまとめ、結果を公表する。

また、育成母集団活動のPRおよび育成母集団自ら活動する団体であることを意識づけるために名称を検討する。

＜都道府県スポーツ少年団・市区町村スポーツ少年団＞

実態調査の結果を踏まえた上で、都道府県・市区町村の実情に応じた育成母集団活動を活性化していくための具体策を検討する。

3. 活動の充実

(1) 安全対策の確立

ジュニア期の継続したスポーツ活動を実現するため、法学、医・科学、心理学、栄養学等の観点から調査・研究を行い、安全対策の普及を進めるサポート体制を確立・推進する。

①ジュニアスポーツの安全対策サポートの推進

＜日本スポーツ少年団＞

日本体育協会スポーツ医・科学専門委員会、日本スポーツ法学会と連携し、ジュニアスポーツの安全対策に関する調査・研究やその成果をスポーツ少年団の活動現場に周知し、ジュニアスポーツの充実に寄与する。

また、調査・研究成果を伝達する場のひとつとなる「ジュニアスポーツの育成と安全・安心フォーラム」の充実に向け、幅広い観点から子どものスポーツ活動をサポートするだけでなく、開催回数や時期、場所等を検討する。

(2) 団員の加入及び継続活動充実

スポーツ少年団団員の約 9 割を占める小学生においても、対象人口に対する加入率は約 1 割と低く、中高校生の加入率については著しく低い状況である。その課題を改善すべく、スポーツ少年団は地域社会の中で障害をもった子どもたちも含めた全ての子どもたちにスポーツ活動の機会を提供できる青少年スポーツ団体であることを周知するための方策を検討していく。

また、幼児が、団員としてスポーツ少年団活動に参画できる条件を整備する。

①新規団員の獲得

＜日本スポーツ少年団＞

新規団員獲得に有効な事例を収集し、その情報を提供する。

＜都道府県スポーツ少年団・市区町村スポーツ少年団＞

スポーツ少年団に未加入の子どもおよびその保護者に対して、スポーツ少年団活動の周知を図るため、具体的方策を検討し、その方策の実現に取り組む。

②中高校生の活動継続の促進

＜日本スポーツ少年団＞

中高校生の活動継続の促進に有効な事例を収集し、その情報を提供する。

＜都道府県スポーツ少年団・市区町村スポーツ少年団＞

小学校卒業と同時にスポーツ少年団を離れる団員が多いことから、中高校生の単位団内での役割・位置付けを明確化し、団活動を継続できる具体的方策を都道府県・市区町村の状況に合わせて検討し、その方策実現に向けて取り組む。

③幼児加入のための条件整備

<日本スポーツ少年団>

現在の団員登録について、幼児の加入を前提とした、原則小学生以上と定めている現行の登録規程施行細則の改訂を検討する。

また、登録規程施行細則改訂と並行して、幼児を受け入れる環境整備に向け、幼児およびその保護者を対象にした、活動プログラムの作成・検討する。

<都道府県スポーツ少年団・市区町村スポーツ少年団>

幼児およびその保護者に対し、加入に向けた単位団への周知および加入に対応するための体制づくりを都道府県・市区町村の実情に合わせて検討する。

④障害を持った子どもたちの加入促進

<日本スポーツ少年団>

スポーツ少年団が障害を持った子どもたちも含め、全ての子どもたちを受け入れる青少年スポーツ団体であることを周知するため、既に障害を持った子どもを受入れている単位スポーツ少年団や障害を持った子どもたちだけで活動している単位スポーツ少年団の事例を収集し、情報提供する。また障害をもった子どもたちのスポーツ少年団加入を促進するため、モデル事業を実施する。

<都道府県スポーツ少年団・市区町村スポーツ少年団>

障害を持った子どもたちの加入促進に向けた具体策を検討する。

(3)地域スポーツクラブとしての発展

スポーツ少年団が青少年層を対象とした地域スポーツクラブの受け皿となり、地域づくりに貢献していくためには、現在、スポーツ少年団が抱える、単一種目型の単位スポーツ少年団が多数を占めることや、団員の9割が小学生であるという問題を解決し、スポーツ少年団の拡充、発展が求められる。そのため、スポーツ少年団が核となり、多世代、多種目、多志向のクラブを目指す総合型地域スポーツクラブへの発展に歩みを進めることで、これらの問題解決が図られる。そこで、スポーツ少年団が総合型地域スポーツクラブへと発展を目指し、以下の通り取り組む。

<日本スポーツ少年団>

スポーツ少年団が核となり総合型地域スポーツクラブへ発展していくために、スポーツ少年団と総合型地域スポーツクラブによる実務者会議を行い、問題点、課題点を浮き彫りにし、連携に向けた方策を作成し、その方策に基づいたモデル事業を実施する。

<都道府県スポーツ少年団・市区町村スポーツ少年団>

地域特性を踏まえ、スポーツ少年団が総合型地域スポーツクラブとして拡充、発展するための具体策を検討し、その実現に向けて取り組む。

(4)国内交流事業の充実

①全国交流大会の充実

スポーツ少年団活動を一層豊かなものとし、地域における団活動の活性化を図ることを目的に実施している全国交流大会は、近年、全国スポーツ少年大会への参加者の停滞

や、競技別交流大会参加のために発生する指導の過熱化が課題となっている。

全国交流大会の開催県においては、大会開催に伴い組織体制（役員、指導者、リーダー）の整備及び充実が期待されるため、今後の大会の発展に向けて、日本スポーツ少年団と都道府県スポーツ少年団・市区町村スポーツ少年団は、以下の通り取り組むこととする。

<日本スポーツ少年団>

全国交流大会の充実について検討し、具体策を作成する。

<都道府県スポーツ少年団・市区町村スポーツ少年団>

競技別交流大会における勝利至上主義偏重傾向の対策として、都道府県下の大会等において、団員・指導者へ大会主旨を周知するよう努める。

②ブロックにおける交流事業の充実

各ブロック段階における団活動の活発化と交流活動の促進を目的とした、ブロック競技別交流大会と、ブロックスポーツ少年大会ならびに各種地域間交流について、各ブロックの特色を生かした事業として展開するため、日本スポーツ少年団と都道府県スポーツ少年団・市区町村スポーツ少年団は、以下の通り取り組むこととする。

<日本スポーツ少年団>

組織整備強化事業として継続的に実施する。

<都道府県スポーツ少年団・市区町村スポーツ少年団>

各種交流事業の拡充を図る。

(5)国際交流事業の充実

①日独交流（同時交流・指導者交流・指導者セミナー）

日独両国のスポーツ少年団の優れた青少年および指導者の相互交流により友好と親善を深め、国際的能力を高めると共に、両国の青少年スポーツの発展に寄与することを目的とする日独交流は、今後もスポーツ少年団にとって重要な事業であるが、近年、日本側の派遣者数（団員・指導者）が定員に達していない状況が続いている。

今後の派遣・受入事業の実施にあたり、日本スポーツ少年団と都道府県・市区町村スポーツ少年団は、以下の通り取り組むこととする。

<日本スポーツ少年団>

協定書で定める事業実施規模による、交流事業を実施する。

2016年以降の交流形態について、都道府県スポーツ少年団と検討を重ねるとともにドイツスポーツユースと協議を行う。

<都道府県スポーツ少年団・市区町村スポーツ少年団>

協定書で定める事業実施規模による交流事業を実施する。

ブロック（グループ）単位で派遣候補者の養成に取り組む。

②日中交流（団員・指導者交流）

両国青少年スポーツ関係者による継続した相互交流（隔年派遣・受入）により、両国青少年の育成および青少年スポーツ振興策の一環として、特に少年層スポーツの充実・発展を期すことを目的に実施している日中交流は、今後もスポーツ少年団にとって重要な事業であるが、近年、日本側の派遣者数（団員・指導者）が定員に達してい

ない状況が続いている。

今後の派遣・受入事業にあたり、日本スポーツ少年団と都道府県スポーツ少年団・市区町村スポーツ少年団は、以下の通り取り組むこととする。

<日本スポーツ少年団>

覚書で定める事業実施規模による交流事業を実施する。

今後の交流形態について、中華全国体育総会と協議を行う。

<都道府県スポーツ少年団・市区町村スポーツ少年団>

覚書で定める事業実施規模による交流事業を実施する。

ブロック単位で派遣候補者の養成に取り組む。

(6)活動プログラムの研究・活用と運動適性テストの活用

①スポーツ医・科学専門委員会との連携による活動プログラムの研究・活用（幼児含む）

現在、登録団の約9割が単一種目を中心とした団活動となっている。

しかし、神経・筋コントロール能力の向上や同じ動作の繰り返しに起因するスポーツ障害の予防という観点から、神経系の発達が著しい幼児期から小学生期にかけては、移動系・操作系・平衡系の動作など様々な動作を含む多彩な運動プログラムの実施と多様なスポーツを経験することが重要である。

また、今後は幼児の登録を視野に入れた登録制度を検討することから、幼児の活動プログラムについても検討が必要となる。

このことから、日本スポーツ少年団と都道府県スポーツ少年団・市区町村スポーツ少年団は、以下の通り取り組むこととする。

<日本スポーツ少年団>

日本体育協会スポーツ医・科学専門委員会が制作した「アクティブ・チャイルド・プログラム」を普及する。

日本体育協会スポーツ医・科学専門委員会と連携し、幼児の活動プログラムを作成する。

<都道府県スポーツ少年団・市区町村スポーツ少年団>

日本体育協会が主催する「アクティブ・チャイルド・プログラム講習会」に都道府県・市区町村の役職員・指導者が参加する。

各都道府県の実情に応じ、「アクティブ・チャイルド・プログラム」に関する講習会等の実施やPR資料（ガイドブック、動画）の活用を検討する。

②運動適性テストの活用

スポーツの指導を行う上で、より多くの指導者が、運動適性テストの意義やテスト後の取り組みについて理解を深め、団活動に定期的に取り入れていくことは、活動プログラムの充実に欠かせない。

このことから、日本スポーツ少年団と都道府県スポーツ少年団・市区町村スポーツ少年団は、以下の通り取り組むこととする。

<日本スポーツ少年団>

日本スポーツ少年団へフィードバックされたデータの具体的な活用方法について検討する。

<都道府県スポーツ少年団・市区町村スポーツ少年団>

スポーツ少年団の共通活動として、運動適性テストの定期的な実施を奨励し、テスト実施に伴い、日本スポーツ少年団へのフィードバックを周知する。

(7)PR 活動の充実・強化

スポーツ少年団の活動拠点は地域社会であり、地域の青少年のための団体である。スポーツ少年団の活動を拡充していくためには、地域社会との連携が不可欠である。スポーツ少年団が様々な年代層・ニーズを受け入れる開かれた組織であることを PR するために、PR 計画を作成しその実現に向けて取り組む。

①効果的 PR 方法の実施

<日本スポーツ少年団>

スポーツ少年団組織外への PR 方法や団員の加入促進につながる PR 計画を作成し、その計画に基づいた PR を行う。

②単位スポーツ少年団の広報活動への支援

<日本スポーツ少年団>

単位スポーツ少年団が効果的な PR を実施するため、平成 17 年に広報活動のマニュアルとして作成された、「広報ガイドブック」の内容を見直し、単位団が主体的に行う PR 活動のための支援となる「広報ガイドブック」を改訂し、活用方法の周知を図る。

<都道府県スポーツ少年団・市区町村スポーツ少年団>

改訂された「広報ガイドブック」を活用し、PR 活動を促進する。